

衆議院環境委員会ニュース

平成 20.3.25 第 169 回国会第 3 号

3月25日、第3回の委員会が開かれました。

1 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 26 号）

- ・鴨下環境大臣、桜井環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・北川知克君外 2 名（自民、民主、公明）提出の修正案について、提出者北川知克君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成 - 自民、民主、公明、江田憲司君）
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成 - 自民、民主、公明、江田憲司君）
- ・小野晋也君外 2 名（自民、民主、公明）から提出された附帯決議案について、末松義規君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成 - 自民、民主、公明、江田憲司君）

（質疑者及び主な質疑内容）

末松義規君（民主）

- ・昨年の東京大気汚染公害訴訟の和解条項を踏まえた環境省による環境対策の実施状況及びそのための予算はどうなっているか。
- ・大気汚染で苦しんでいるのは東京だけではなく、川崎市などの他の都市においても東京都並みの施策実施要望があるが、このような状況についてどう考えているか。
- ・水俣病のように地域の名前が付いた病名は、そこに住む人々がすべて疾病にかかっているという印象を与えるため、変更すべきだと思うが、これについて大臣はどう考えているか。

田名部匡代君（民主）

- ・補償給付に要する費用のうち、自動車負担分については自動車所有者の理解を十分に得られているのか。汚染物質の排出者の意識を高めるためにも、飛行機、船等の排出源からも負担金を徴収する必要はないか。
- ・独立行政法人環境再生保全機構が行っている公害健康被害予防事業について、対象地域を限定せず、全国の学校や企業等において公害防止の普及啓発事業を進める必要があるのではないか。
- ・昭和 63 年に公健法に基づく第 1 種地域の指定が解除されて以降、新たな認定が行われていないが、今後新たな因果関係が判明した場合に、その救済を図るために認定を再開する必要はないのか。

村井宗明君（民主）

- ・イタイイタイ病について公害認定審査会が認定申請を却下した場合、その理由を明確にするため、現在は非公開とされている議事録を開示・公開すべきではないか。
- ・カドミウム曝露によって血中の 2 - マイクロglobulin 濃度が異常値を示したり、カドミウム腎症などを発症した場合にも公害認定すべきではないか。
- ・イタイイタイ病の政治的解決に向けた大臣の決意を伺いたい。

吉田泉君（民主）

- ・健康被害との因果関係が不明確である窒素酸化物（NO_x）を補償給付に要する費用の負担割合の算定根拠に取り入れたのはなぜか。
- ・東京大気汚染公害訴訟の和解条項に基づき、国は公害健康被害予防基金を取り崩し 60 億円を東京都に拠出するとしたが、この基金の取崩し及び当該拠出額算定の根拠は何か。
- ・公害健康被害の補償及び予防の在り方について根本的に見直す必要があると考えるがいかがか。

高 木 美智代君（公明）

- ・本法案が年度内に成立しない場合又は自動車重量税の暫定税率が確保されない場合に補償給付に影響は出ないか。
- ・中国への環境協力の項目に公害健康被害問題を追加し、我が国が経験から得た公害に関する知見等を活かして、中国における公害健康被害者の救済を図る取組に対し支援を行うべきではないか。